

SY3-3

成育医療等基本方針の指標(医療)

山縣 然太郎

山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座

1. 成育医療等基本方針

政府は基本理念に則り、成育医療等基本方針を定めることになっており、その案の作成にあたって、成育医療等協議会4)が組織された。2020年2月に第1回協議会が開催され、第5回協議会で成育医療等基本方針案を承認し、2021年2月に閣議決定された。さらに、2021年12月の第6回協議会で2020年度から2022年度までの成育医療等基本方針の指標が承認された。成育医療等基本方針は、成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向、基本的な事項、その他の重要事項で構成され、基本的方向では現状と課題を列挙し、基本的な事項で、医療、保健、教育及び普及啓発、情報利活用の体制、調査研究、災害時の支援、推進体制について記されている。基本方針のポイントは次のようである。まず、国が実施状況等を客観的に検討・評価することに加えて、地方公共団体が健やか親子21の計画に医療を加えた計画を立ててPDCAサイクルに基づく取り組みを実施することが記載された点である。次に、情報の利活用について、乳幼児期・学童期の健診データなどの情報の電子化と標準化の推進や子どもの死亡検証体制(Child Death Review)の整備、ICTを活用した利便性や情報発信による施策の推進など具体的に記されたことである。健やか親子21は、普及啓発に位置付けられ、健康日本21に対する健康増進法のように、健やか親子21が成育基本法の法的根拠を得た。

2. 成育医療等基本方針における指標

現在の基本方針は2020年度から2022年度の3年間の予定とされている。その3年間の指標は保健領域については健やか親子21を踏まえて作成され、医療については新たに検討された。指標案の検討は厚労科研の研究班で行われた。基本原則として、①基本方針の指標であること、②既存統計のある指標とすること、③指標達成にロジックモデルを導入することことである。また、基本方針期間が短いために、今回は目標値を設定せずに、次期方針の指標の際に目標値を設定することとした。指標は43設定した。保健が30、医療が9、共通が5指標である。医療の指標および共通は次のようである。

【医療の指標】

- 1) 妊産婦の歯科健診・保健指導受診率(健康行動)
- 2) 乳幼児健診で要精密と判定を受けた者の中で精密健康診査を受けた者の割合(健康行動)
- 3) 小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合(小児人口10万対)
- 4) 小児人口に対する子どものこころ専門医の割合(小児人口10万対)
- 5) 新生児死亡率(健康水準)
- 6) 母体・新生児搬送数のうち受入困難事例の件数(健康行動)
- 7) かかりつけ医(医師・歯科医師など)をもっている子どもの割合(健康行動)
- 8) 乳児死亡率、1～4歳および5～14歳の死亡率(健康水準)
- 9) 小児(15歳未満)救急搬送症例のうち受け入れ困難事例の件数(健康行動)

【保健・医療共通指標】

- 1) 妊産婦死亡率(健康水準)
- 2) 産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合(健康行動)
- 3) 0日児の死亡数(健康水準)
- 4) 妊娠届け出者数のうち分娩後に妊娠届け出をした人の割合(健康行動)
- 5) この地域で子育てをしたいと思う親の割合(健康水準)